

役員一覧

2022年7月1日現在

取締役

 <p>山石 昌孝 代表取締役社長</p>	 <p>松尾 剛太 取締役常務執行役員 経営管理本部長 兼 経理部担当 兼 CSR 本部長 兼 IT企画本 部担当 兼 ココハマ ゴム・ファイナンス 株式会社 代表取締 役社長 兼 株式会社 プロギア担当</p>	 <p>Nitin Mantri 取締役常務執行役員 OHT事業部長 兼 コ コハマ・オフハイウエ イタイヤ株式会社 代表取締役CEO 兼 Yokohama India Pvt. Ltd.取締役会長</p>	 <p>中村 亨 取締役執行役員 タイヤ生産本部長</p>
 <p>中山 靖夫 取締役執行役員 MB事業本部長 兼 ホーム配管事業部長</p>	 <p>清宮 眞二 取締役執行役員 技術統括 兼 品質保 証本部担当 兼 タイ ヤ製品開発本部長</p>	 <p>岡田 秀一 社外取締役</p>	 <p>竹中 宣雄 社外取締役</p>
 <p>河野 宏和 社外取締役</p>	 <p>堀 雅寿 社外取締役</p>	 <p>金子 裕子 社外取締役</p>	

取締役・監査役のスキルマトリックス

氏名	役職	企業経営 経営戦略	人事政策 人材育成	海外知見 国際事業	技術開発 品質	調達・生産・生産 技術・SCM	財務・会計	ガバナンス 内部統制	ESG・CSR	営業 マーケティング
山石 昌孝	代表取締役社長	●	●	●				●		
松尾 剛太	取締役常務執行役員						●	●	●	
Nitin Mantri	取締役常務執行役員	●		●		●				●
中村 亨	取締役執行役員			●	●	●			●	
中山 靖夫	取締役執行役員	●				●				●
清宮 眞二	取締役執行役員				●	●			●	
岡田 秀一	社外取締役	●		●				●	●	
竹中 宣雄	社外取締役	●	●							●
河野 宏和	社外取締役	●			●	●				
堀 雅寿	社外取締役	●	●							●
金子 裕子	社外取締役		●				●	●		
三上 修	常任監査役	●		●				●		●
内田 寿夫	常勤監査役					●		●		
亀井 淳	社外監査役	●	●					●		●
清水 恵	社外監査役			●				●		
木村 博紀	社外監査役	●					●	●		

(注) 保有するスキル・専門分野のうち、最大4項目に●印を付しています。各取締役および各監査役の有するすべてのスキルや、専門的な知見を表すものではありません。

監査役



三上 修
常任監査役



内田 寿夫
常勤監査役



亀井 淳
社外監査役



清水 恵
社外監査役



木村 博紀
社外監査役

執行役員

瀧本 真一	専務執行役員 (Yokohama Corporation of North America 取締役社長 兼 CEO 兼 Yokohama Tire Corporation 取締役会長 兼 Yokohama Tire (Canada) Inc. 取締役 CEO 兼 Yokohama Tire Mexico, S. de R.L. de C.V. 取締役 CEO)
Jeff Barna	専務執行役員 (Yokohama Tire Corporation 取締役社長 兼 CEO)
山本 忠治	常務執行役員 (社長補佐 兼 タイヤ物流本部長)
宮本 知昭	常務執行役員 (タイヤ国内リプレイス営業本部長 兼 株式会社 ヨコハマタイヤジャパン取締役)
矢羽田 雄彦	常務執行役員 (株式会社ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長 兼 タイヤ国内リプレイス営業本部副本部長)
中村 善州	常務執行役員 (タイヤ海外営業本部長 兼 Yokohama Asia Co., Ltd. 取締役会長)
結城 正博	執行役員 (Yokohama Rubber (China) Co., Ltd. 取締役会長 兼 Yokohama Tire Sales (Shanghai) Co., Ltd. 取締役会長 兼 Hangzhou Yokohama Tire Co., Ltd. 取締役会長 兼 Suzhou Yokohama Tire Co., Ltd. 取締役会長 兼 Yokohama Industrial Products - Hangzhou Co., Ltd. 取締役会長 兼 Yokohama Industrial Products Sales - Shanghai Co., Ltd. 取締役会長 兼 Shandong Yokohama Rubber Industrial Products Co., Ltd. 取締役副会長)
塩入 博之	執行役員 (Yokohama Europe GmbH 取締役会長 兼 Yokohama Scandinavia AB 取締役会長 兼 Yokohama H.P.T. Ltd. 取締役会長 兼 Yokohama Iberia S.A. 取締役会長 兼 Yokohama France S.A.S. 取締役会長 兼 Yokohama Danmark A/S 取締役社長 兼 Yokohama Suisse SA 取締役社長 兼 Yokohama CEE Spółka z.o.o. 取締役社長)
藤津 聡	執行役員 (タイヤ直需営業本部長)
梁取 和人	執行役員 (調達本部長 兼 Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd. 取締役社長)
楢林 浩行	執行役員 (品質保証本部長)
森本 剛央	執行役員 (Yokohama Tire Manufacturing Mississippi, LLC. 取締役会長 兼 社長)
石光 真吾	執行役員 (人事部長 兼 ヨコハマピアサポート 株式会社 代表取締役社長 兼 横浜ゴム健康保険組合代表取締役社長 兼 横浜ゴム生活協同組合代表取締役社長)

コーポレートガバナンス

横浜ゴムは、「企業理念」の下で健全で透明性と公平性のある経営を実現するコーポレートガバナンス体制を築き、その充実と強化に努めています。ガバナンス体制の強化を通じて企業価値の継続的な向上を図り、すべてのステークホルダーから「ゆるぎない信頼」を得られる経営を目指します。

コーポレートガバナンスの方針と体制

● コーポレートガバナンス基本方針

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務
5. 株主との対話

※項目のみ記載。詳細は、当社ウェブサイトをご参照下さい。

WEB

■ コーポレートガバナンス基本方針
<https://www.y-yokohama.com/csr/governance>



経営・業務執行体制

当社では、会社法上の機関（株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人）に加え、経営の監督と業務の執行を明確化し、経営の意思決定および業務執行の迅速化を徹底するため、執行役員制度を採用しています。現在の経営体制は、代表権のある社長を含む社内取締役6名（執行役員兼務者含む）と社外取締役5名の合計11名および執行役員13名（取締役を兼務する者除く）となります。経営の監督機関である取締役会では、5名の社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しています。取締役会議長は代表取締役社長で、執行役員は兼務していません。

また、トップマネジメントの戦略機能を強化するため、取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、事業計画の達成状況の把握と事業戦略に関する審議を行っています。経営会議に諮られた重要事項に関しては、その案件の概要を含め取締役会に報告され、最重要案件（取締役会規則に規定されたもの）については、取締役会でも審議します。

経営の監査の体制

経営の監査機能として監査役会があり、社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成されています。監査役は、経営会議等重要な会議や委員会に出席し、業務執行状況を知ることができる仕組みになっています。監査体制については、取締役の職務執行を監査する監査役による監査、外部監査となる会計監査人による会計監査および監査室による各執行部門とグループ会社の会計監査および業務監査をする体制としています。

これらは、互いに独立性を保った活動を行い、三様監査体制を確立すると共に、監査役は会計監査人、監査室から適宜情報を得て監査機能の強化を図っています。

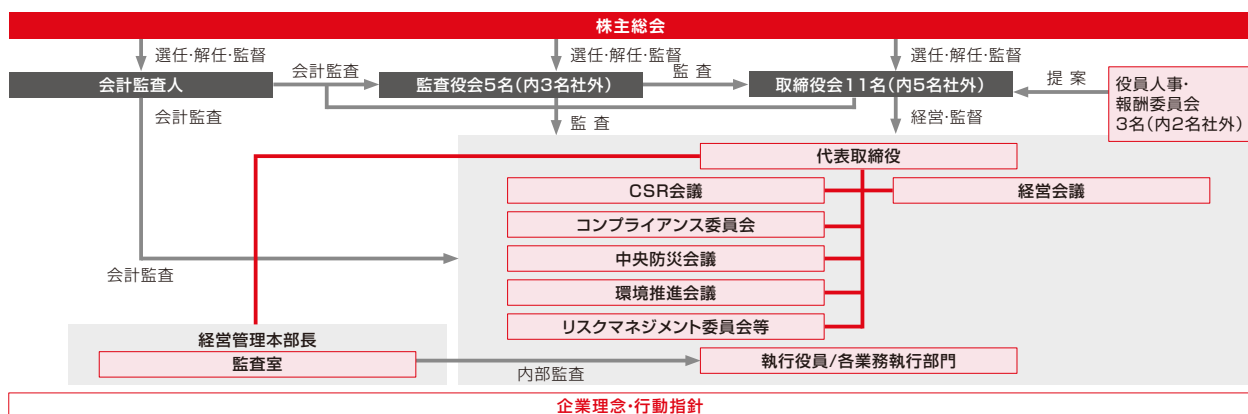
役員人事・報酬委員会

役員の人事・処遇の透明性と公平性を確保するため、任意の役員人事・報酬委員会を設置し、役員人事・報酬については同委員会で審議の上、取締役会にて決定することとしています。役員人事・報酬委員会は、代表取締役1名、独立社外取締役2名の計3名で構成されており、独立社外取締役が過半数を占めています。

役員人事・報酬委員会は、2021年度は4回開催され、役員の人事および報酬について審議し、取締役会に進言されました。

委員会の名称	役員人事・報酬委員会
全委員	3名
社内取締役	山石 昌孝
社外取締役	岡田 秀一 河野 宏和
委員長	山石 昌孝

■ コーポレートガバナンス体制図



役員報酬

役員報酬の概要

当社は、従来から、社外取締役を除く取締役に対して、金銭報酬として基本報酬および年次賞与を支給いたしており、年次賞与は、各事業年度の全社業績および各取締役の個人業績の達成度に応じて変動する仕組みとしています。

また、持続的な企業価値の向上および株主の皆様との一層の価値共有を目的として2018年の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式による報酬制度を導入することとし、2020年より対象を執行役員にも広げています。

さらに2021年より、中期経営計画の定量目標の達成意欲を従来以上に高めることを目的として、社外取締役を除く取締役および執行役員を対象として、中期業績連動報酬制度を導入しました。

中期業績連動報酬の対象者

2022年3月30日現在の中期連動報酬の対象者は、以下の通りです。

役 位	人 数
代表取締役	1名
取締役常務執行役員	2名
取締役執行役員	3名
執行役員	13名

■ 取締役および監査役の報酬等の額 (2021年12月期)

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬			
			賞 与	譲渡制限付株式報酬	中期業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	417	198	60	100	57	7
監査役(社外監査役を除く)	63	45	17	—	—	3
社外役員	74	74	—	—	—	8

2021年12月期の連結報酬等の総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分および報酬額の内訳は以下の通りです。

氏 名	連結報酬等の 総額(百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	中期業績 連動報酬
山石 昌孝	146	取締役	提出会社	56	21	50	18
Nitin Mantri	487	取締役	提出会社	32	—	—	2
		取締役	連結子会社ATC Tires Pvt. Ltd.	23	152	—	274

中期連動報酬の算定方法

当社グループの中期経営計画の定量目標である2021年度から2023年度末までの3カ年を対象期間とし、対象期間の累積連結事業利益の合計1,800億円を基準とし、対象者の全員について以下の計算式で算定します。

対象期間の 累積連結事業利益 ÷ 1,800億円×100	算定方法
120%以上	月額報酬×12カ月×支給係数1.5
100%以上120%未満	月額報酬×12カ月×支給係数1
100%未満	支給しない

なお、月額報酬は、役位別に定められる2021年4年度の月額報酬とし、対象期間の途中で役位が変更となった場合は、新役位となった月の月額報酬で算定することとしています。対象者について、個人の限度額は最大8,478万円です。

中期業績連動報酬は、対象期間終了後、最初に開催する定時株主総会で、対象期間の累積連結事業利益の数値が確定した日の翌日から1カ月を経過する日までに現金で支給します。

社外役員メッセージ

社外取締役 河野 宏和

◆ 略 歴

1980年 3月	慶應義塾大学工学部管理工学科卒業
1982年 3月	同大学大学院工学研究科修士課程修了
1987年 3月	同大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学
1987年 4月	同大学大学院経営管理研究科助手
1991年 4月	慶應義塾大学助教授
同年 5月	工学博士(慶應義塾大学)
同年 7月	ハーバード大学ビジネス・スクール訪問研究員(～1992年7月)
1998年 4月	慶應義塾大学教授(現在に至る)
2009年 10月	同大学大学院経営管理研究科委員長 および 同大学ビジネス・スクール校長(～2019年9月)
2011年 6月	当社独立委員会委員(～2014年3月)
2013年 5月	公益社団法人日本経営工学会会長(～2017年5月)
2014年 6月	株式会社岡三証券グループ 社外監査役
2015年 6月	同社社外取締役監査等委員 スタンレー電気株式会社 社外取締役(現在に至る)
2018年 3月	当社取締役(現在に至る)

◆ 重要な兼職の状況

慶應義塾大学教授



現場に足を運び、働く人とともに考え、全社一体となって企業価値の向上を目指す

企業経営で大切なのは、自社の強みと課題をしっかりと認識し、企業として目指す方向を定めることだと考えています。環境問題対応やサステナビリティ、コンプライアンス、ガバナンス、IoT、DXといった近年のキーワードに個別に対応することも必要ですが、ありがたい姿・目指す姿を長期的視点に立って具体的に構想する力と、リーダー自らが現場に足を運んで現状を把握する姿勢が出発点になります。

ガバナンスやコンプライアンスについて、横浜ゴムは的確に動向を把握し、対応策を迅速に実行していると思います。一方で、安全や品質という点では、現状をさらに改善していく余地が残されています。安全や品質の原点を現場で徹底していくためには、本社と現場をつなぐ人材や機能をもう少し充実すべきと思います。その意味で、本社を都内から平塚に移転することは一つのトリガーになると期待しています。

事業展開面では、一部MB事業の整理と経営資源の集中、タイヤ生産財事業への注力など、新たな成長に向けた打ち手を迅速に実行していますが、生産現場でのQCDC改善力にはもっとレベルアップできる余地があると感じます。生産ミックスが多品種化していく中での改善活動は容易ではありませんが、生産現場で安全を保証しなが

ら良品を生み出すプロセスを追求し、地道な改善を積み重ねることが重要です。そこからSCMや製販連携へつなげ、人材育成やITの力を融合していく、そうした取り組みに、私も専門を生かして貢献したいと考えています。

取締役会では、生産供給面や人材育成などの課題について率直に発言していますが、会議に出席してすべてをカバーし、「現場重視」を実践することは困難です。今後は自ら現場に足を運び、働く人とともに考えるような活動を増やしていきたいと思います。

2021年度は中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」の初年度でした。その中で公表された目標の達成には大きな意義と責任がありますが、日々の企業活動を支えている各部門の人たちの達成感ややりがいを大切にすることも重要です。結果指標としてのアウトプットだけでなく、生産、営業、開発、管理といった各機能の充実感をいかに高めていくか。客観的な視点から提言していければと思っています。

ステークホルダーの皆様に対しては、地域環境への対応などを含め、企業の存在意義を適切に伝え、企業価値を高め、利益を還元していくことが大切です。ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションに寄与したいと考えています。

社外監査役 清水 恵

◆ 略 歴

- 1991年 3月 東京大学法学部第一類卒業
- 1993年 4月 司法研修所修了
- 同年 4月 西村真田法律事務所入所(～1995年3月)
- 1999年 4月 西村総合法律事務所再入所
- 2004年 1月 西村ときわ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)パートナー(現在に至る)
- 2005年 6月 ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M)
- 同年 9月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP(New York)にて執務(～2006年3月)
- 2015年 12月 株式会社EduLab 社外監査役(現在に至る)
- 2018年 3月 当社監査役(現在に至る)

◆ 主な兼職の状況

- 西村あさひ法律事務所パートナー



海外拠点を含めた実効性のあるグループガバナンスの構築とその適切な運用が重要

私は弁護士出身の社外監査役として、主として「守りの機能」に重点を置き、当社の経営陣が重要な経営判断を行うにあたり、多角的な視点をもって考えられるリスクを検討した上で意思決定を行っているかをモニターするように努めています。

昨年の取締役会では部門ごとの事業計画の詳細な説明を行う時間が設けられ、事業戦略会議の資料も社外役員に対して共有されるなど、会社の事業やその課題に関する社外役員の理解を深める取り組みがなされており、社外役員からの有益な助言に対する経営陣の期待を感じています。

当社の経営陣は、現在進めているスウェーデンTWS (Trelleborg Wheel Systems Holding AB)社の買収を始め、事業計画や戦略の面で、攻めの姿勢をもって経営を行っています。今後、当社が上場会社としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していく上では、コンプライアンスを基礎として、サステナビリティを重視した経営の重要性が一層高まっていくと思います。

コンプライアンスに関しては、現在においても、取締役会や監査役会の場において、報告された一つひとつの課題について、社外役員からの厳しい指摘も踏まえた、深度ある原因分析と再発防止策に向けた真剣な議論が行われ

ていますが、社内各レベルにおいてコンプライアンスの重要性に関する意識を浸透させるとともに、コンプライアンス違反が疑われる事象が発生・判明したときに、速やかに適切な部署や窓口にご相談・報告がなされ、是正措置が取られる体制を確立することが肝要です。

また、当社の現在の海外拠点は27カ国に及んでおり、2021年12月期の海外事業売上収益比率は64.6%を占めています。TWS社の買収が完了した際には海外での事業活動の比重がより一層高まるため、海外拠点を含めた実効性のあるグループガバナンスの構築とその適切な運用が重要となります。グローバルガバナンスの強化に向けた経営陣の取り組みを注視していきたいと考えています。

サステナビリティに関しては、当社においても製品開発や事業活動において「環境」や「社会」に関する課題に取り組んでいますが、当社の持続的な成長と企業価値の向上を支える上では、その土台となる多様な人材の確保が欠かせません。現状ではまだ女性管理職の比率が低いので、その底上げを図りつつ、性別を問わず、社員がライフイベントと両立しながら、「働きがい」をもって活躍できるように、当社において働き方改革を進めていくことを期待しています。

コンプライアンス

基本的な考え方

横浜ゴムグループでは、「横浜ゴムグループ行動指針」において、法令のみならず社会規範を守るために当社グループの構成員が取るべき行動を定めています。

また、グローバル化に伴うリスクの拡大に対応するため、2017年7月、横浜ゴムグループ競争法遵守ポリシーと同贈収賄禁止ポリシーを取締役会の承認を得て制定、国内外に宣言し、ポリシーを具体化した規則・要領を定めて当社グループの構成員に示すことで、競争法・贈収賄罪への抵触を防止する体制をとっています。

2018年2月から導入を開始したグローバル内部通報制度とこれらを組み合わせ、各国各地域の子会社に展開することで、横浜ゴムグループのコンプライアンスレベルをさらに向上させることを目指しています。

コンプライアンス体制

当社は、CSR本部担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会、およびその実行部門としてコンプライアンス推進室を設置し、委員会は年4回開催、当社グループのコンプライアンスにかかわる諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会、監査役に報告しています。コンプライアンス推進室では、当社グループ構成員を対象としたコンプライアンス研修も企画・推進しており、対象と内容に応じて教材配布や職場でのグループ学習、集合研修などを実施しています。

また、すべての部門にコンプライアンス推進室兼務者を、関係子会社にはコンプライアンス推進責任者を配置することで、構成員のコンプライアンスに関する苦情や相談をコンプライアンス推進室につなぐネットワークを確立しています。横浜ゴムグループの企業理念と行動指針は海外も含めたグループ会社に周知され、各社の取締役・従業員の職務執行の指針となっています。

■ コンプライアンス職場学習のテーマ（2021年）

当社グループでは、独自の教材を使用して各職場にてコンプライアンスのグループ学習を毎月実施しています。2021年度は、以下のテーマが採り上げられました。

- 1月 内部通報規則の改定
- 2月 セクシャルハラスメント
- 3月 パワーハラスメント
- 4月 会社資産の不正流用
- 5月 人権
- 6月 独占禁止法
- 7月 逆パワハラ
- 8月 関連会社や取引先へのパワハラ
- 9月 個人情報保護
- 10月 有給休暇
- 11月 品質に関わる不正
- 12月 賄賂やお礼等の授受

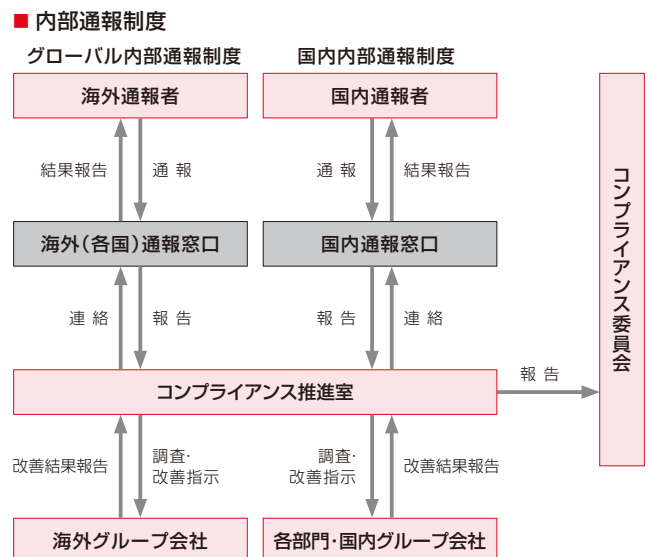
内部通報制度

国内においては、「コンプライアンス・ホットライン」、「何でも相談室」の2種類の社内通報・相談窓口を設置、当社グループで働く構成員全員に配布される「コンプライアンス・カード」によりその連絡先(電話番号・メールアドレス)を周知し、通報・相談に対応しています。

「コンプライアンス・ホットライン」は、社内、社外の2つの窓口があり、公益通報者保護法にのっとった匿名の通報にも対応しています。社外窓口は弁護士事務所に設置しており、独立性を確保しています。

「何でも相談室」は、記名を原則とし、コンプライアンスに関して疑問に思ったことを誰でも何でも相談できる窓口として設置しています。2021年度は「コンプライアンス・ホットライン」と「何でも相談室」の合計で149件の通報・相談がありました。

海外子会社については、社外窓口を通して競争法違反・贈収賄行為をコンプライアンス推進室が直接把握する「グローバル内部通報制度」を設け、現地の法律事務所や内部通報システムを提供する会社などと連携し、中国、フィリピン、タイ、北米、欧州で順次導入を完了しました。今後、ベトナム、インドネシアの生産事業所への導入を進めていきます。



リスクマネジメント

政策保有株式

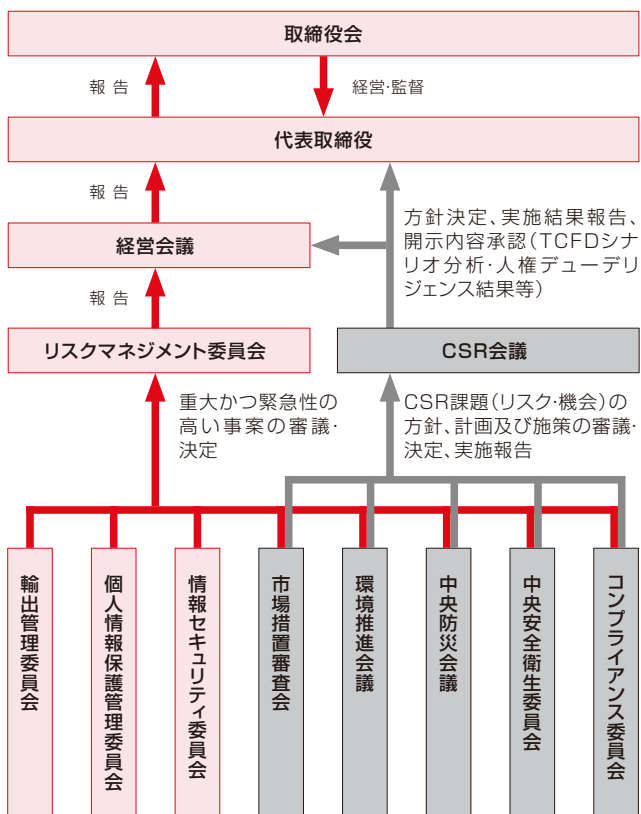
基本的な考え方

当社を取り巻くさまざまなリスクからの防衛体制を強固にするため、リスクマネジメント担当取締役を議長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し、適切に評価対応しています。

また「コンプライアンス委員会」、「中央安全衛生委員会」、「中央防災会議」、「環境推進会議」、「情報セキュリティ委員会」、「個人情報保護管理委員会」、「輸出管理委員会」などを設置し、各々リスク管理を行うために規則、ガイドライン、マニュアルの作成・整備、教育研修活動を実施しています。各委員会・会議において重大かつ緊急性を要すると判断された事案については、各会議・委員会からの要請により「臨時リスクマネジメント委員会」を開催し、当該事案について適切に評価対応する体制としています。

「リスクマネジメント委員会」の活動状況は、取締役会に定期的に報告されています。上記以外の会議体の活動状況は、経営会議に適宜報告され、必要と判断されたものは取締役会に報告されます。

■ リスクマネジメント体制



基本的な考え方

当社は、企業の拡大・持続的な発展のためには、さまざまな企業との協力関係が不可欠であると考え、当社の企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、重要な協力関係にある企業との戦略上の結びつきや、取引先との事業上の協力関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。

政策保有の適否の検証

当社は、年1回、中長期的な観点で個別の政策保有株式について、取引の性質や規模等に加え、保有に伴う便益やリスクを定性・定量両面から検証を行い、取締役会へ報告しております。

なお、2021年度は、2021年2月の取締役会における検証を踏まえ、3銘柄の株式を全数売却しました。

■ 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	37	484
非上場株式以外の株式	64	100,391

(2021年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	0

(2021年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	1	27
非上場株式以外の株式	3	196